

埼玉県特別支援教育研究会第61回研究協議会

特別支援教育コーディネーター
の役割とセンター的機能

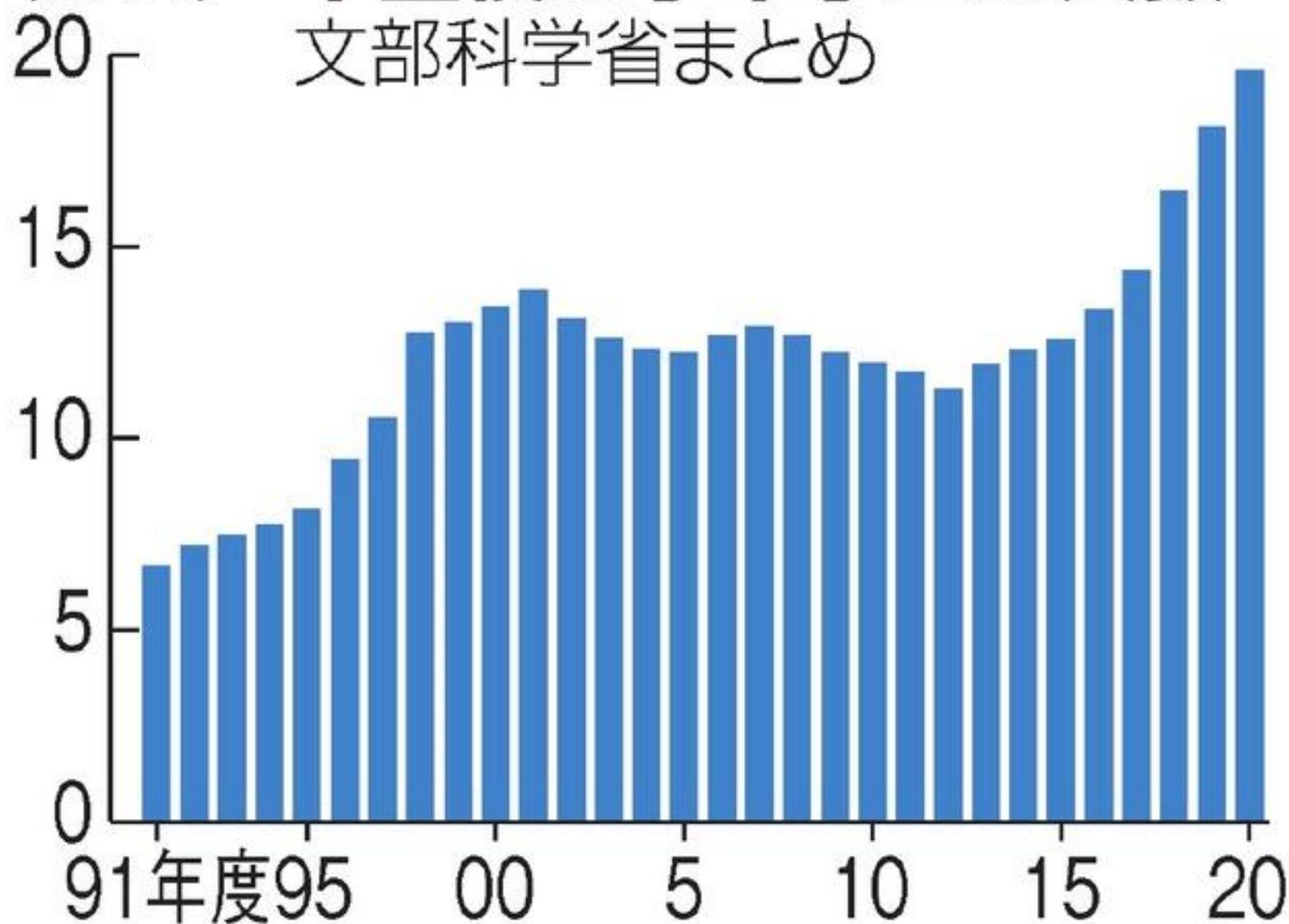
~校内資源や地域ネットワークを生かした支援と連携~

山村学園短期大学 宇田川

(万人)

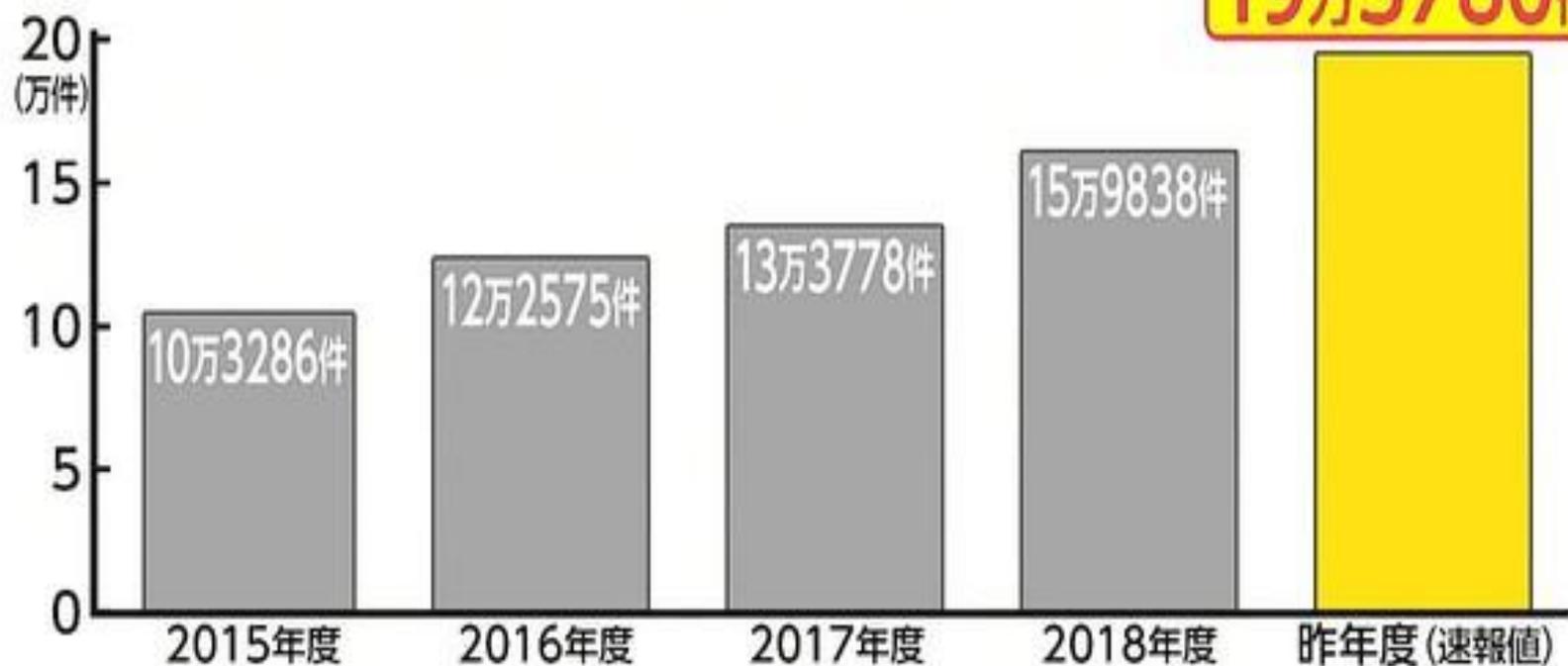
不登校の小中学生の人数

文部科学省まとめ



児童虐待相談対応件数

厚労省より





「この子らを世の光に」

糸賀一雄

謙虚な心情に支えられた精神薄弱な人々の歩みは、どんなに遅々としていても、その存在そのものから世の中を明るくする光がでるのである。単純に私たちはそう考える。精神薄弱な人々が放つ光は、まだ世を照らしていない。

特別支援教育コーディネーターの 誕生

今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)平成15年3月

1 現状認識

- 特殊教育諸学校（盲・聾・養護学校）若しくは特殊学級に在籍する又は通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加しており、義務教育段階に占める比率は平成5年度0.965%、平成14年度1.477%となっている（平成2年度より減少傾向から増加傾向に転換）。
- 重度・重複障害のある児童生徒が増加するとともに、LD、ADHD等通常の学級等において指導が行われている児童生徒への対応も課題になるなど、障害のある児童生徒の教育について対象児童生徒数の量的な拡大傾向、対象となる障害種の多様化による質的な複雑化も進行。

2 基本的方向と取組

(1) 特別支援教育の在り方の基本的考え方

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、**その一人一人の教育的ニーズ**を把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、**適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う**ものである。

- 「個別の教育支援計画」

(多様なニーズに適切に対応する仕組み)

- **特別支援教育コーディネーター**

(教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソン)

- 広域特別支援連携協議会等

(質の高い教育支援を支えるネットワーク)

(2) 特別支援教育を推進する上での学校の在り方

・盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

障害の重複化や多様化を踏まえ、障害種にとらわれない学校設置を制度上可能にするとともに、地域において小・中学校等に対する教育上の支援（教員、保護者に対する相談支援など）をこれまで以上に重視し、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として「特別支援学校（仮称）」の制度に改めることについて、法律改正を含めた具体的な検討が必要。

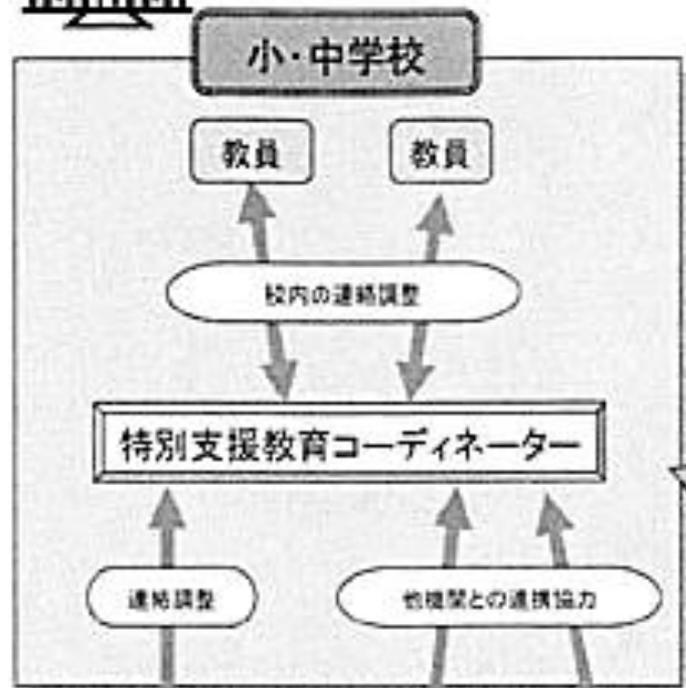
・小・中学校における特殊学級から学校としての全体的・総合的な対応へ

LD、ADHD等を含めすべての障害のある子どもについて教育的支援の目標や基本的な内容等からなる「個別の教育支援計画」を策定すること、すべての学校に特別支援教育コーディネーターを置くことの必要性とともに、特殊学級や通級による指導の制度を、通常の学級に在籍した上での必要な時間のみ「特別支援教室（仮称）」の場で特別の指導を受けることを可能とする制度に一本化するための具体的な検討が必要。

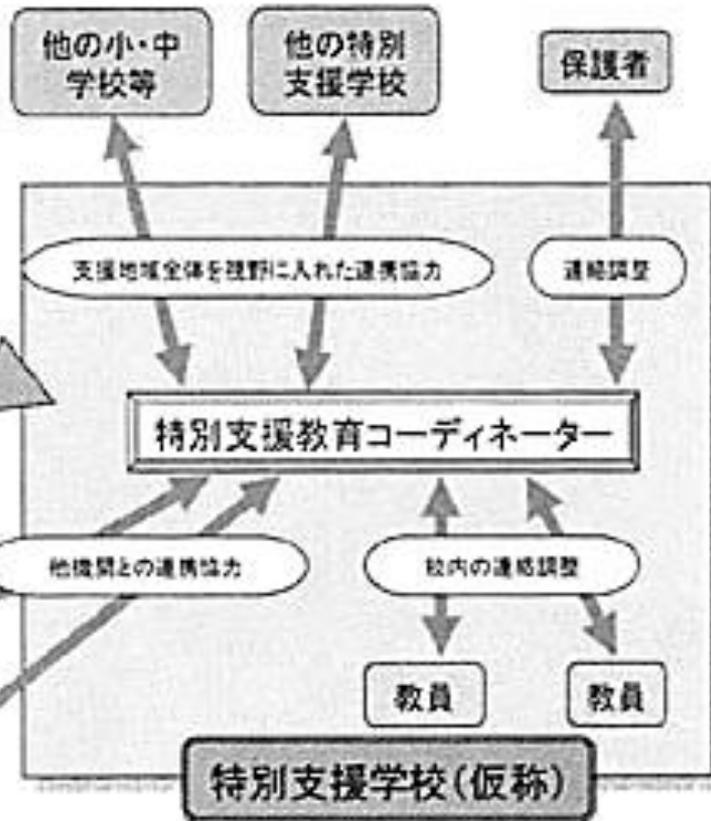
5 特別支援教育コーディネーター（仮称）の役割

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割が必要となり、具体的には、各学校において、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する者を、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者（特別支援教育コーディネーター（仮称））として、学校の校務として明確に位置付ける等により小・中学校又は盲・聾・養護学校に置いて、関係機関との連携協力の体制整備を図ることが重要である。

特別支援教育コーディネーター



- ・学校内、または、福祉、医療等の関係機関、保護者との連絡調整
- ・個別の教育支援計画の調整



福祉、医療、労働等関係機関、
大学、NPO



国立特別支援教育総合研究所
平成15年度～平成17年度プロジェクト研究
「特別支援教育コーディネーターに関する実際的研究」
報告書

2. 特別支援教育コーディネーターの諸活動

特別支援教育に関する校内の諸活動は、①校内の特別支援教育全体に関する内容 ②個別的支援に関する内容に大きく分けることができる。

①については、特別支援教育の組織や運営計画の立案に関する事項、特別支援教育の理解啓発の推進に関する内容、校内の実態把握等に関する内容がある。②については、校内委員会の開催等個別支援に関する内容である。特別支援教育コーディネーターは、これらの事項を推進する役割がある。

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、①校内の特別支援教育全体に関する内容 ②個別的支援に関する内容に加えて、③各学校のセンター的な機能に関する内容が加わる。

小・中学校 特別支援教育コーディネーターの役割

① 校内における特別支援教育の推進について

- ア 特別支援教育の組織や運営計画の立案に関する内容
- イ 特別支援教育の理解啓発の推進に関する内容
- ウ 校内の実態把握等に関する内容

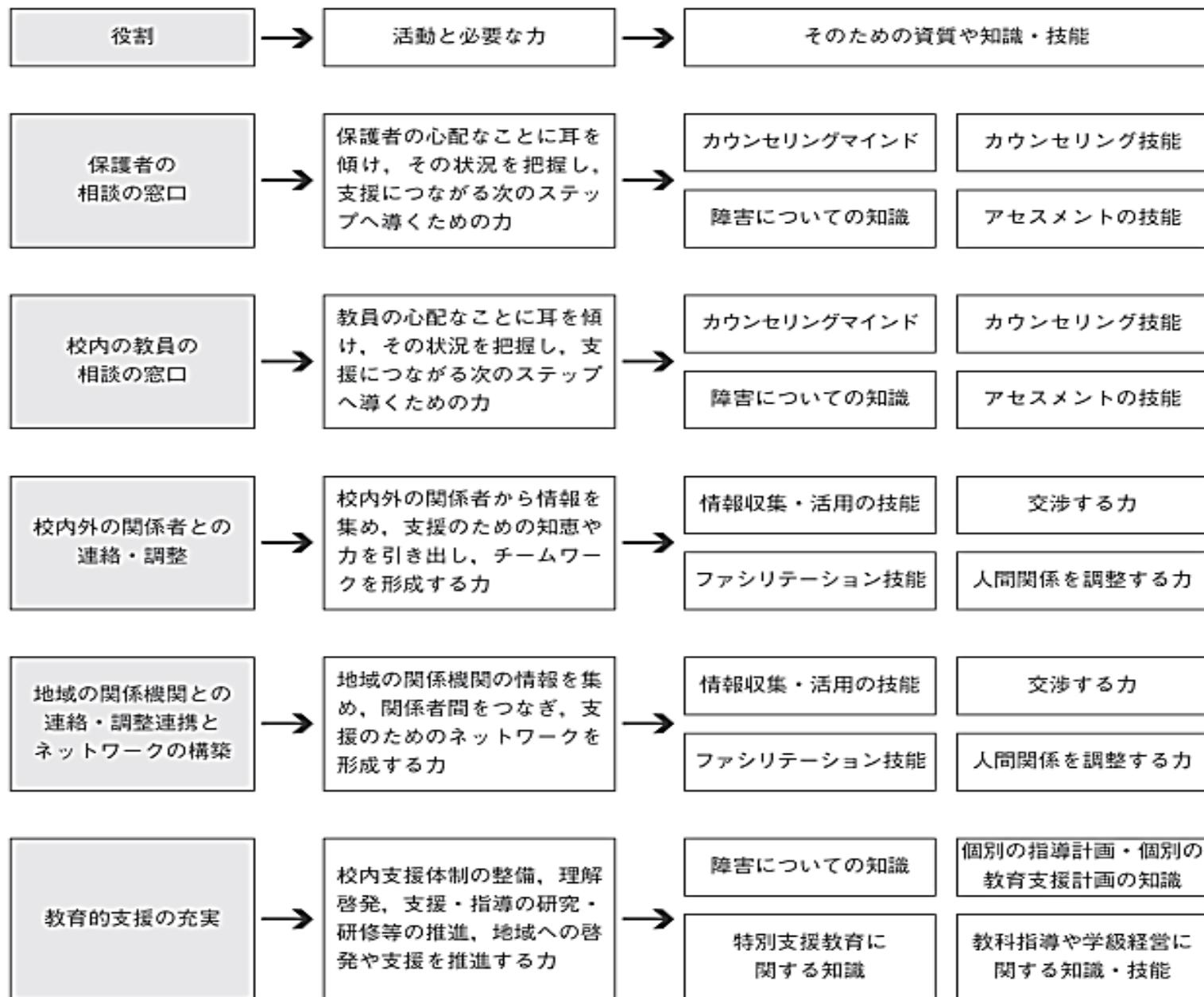
② 校内委員会の開催等個別支援に関する内容

- ア 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援に関する内容
- イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成に関する内容

特別支援学校 特別支援教育コーディネーターの役割

- ① 校内における特別支援教育の推進について
 - ア 特別支援教育の組織や運営計画の立案に関する内容
 - イ 特別支援教育の理解啓発の推進に関する内容
 - ウ 校内の実態把握等に関する内容
- ② 校内委員会の開催等個別支援に関する内容
 - ア 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援に関する内容
 - イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成に関する内容
- ③ 各学校のセンター的な機能に関する内容
 - ア 小・中学校等からの要請に応じた支援に関する内容
 - イ 地域における特別支援教育の推進に関する内容

特別支援教育コーディネーターの活動、資質、技能について



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
(答申)

令和3年1月26日
中央教育審議会

新時代の特別支援教育の在り方 について

全ての教師に求められる
特別支援教育に関する専門性

大前提

○ 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。

加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけでなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。

また，こうした経験や態度を，多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。

○ また、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

ポイント①

障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に
考えていくような経験や態度の育成

ポイント②

学級経営・授業づくりに
生かしていくことが必要

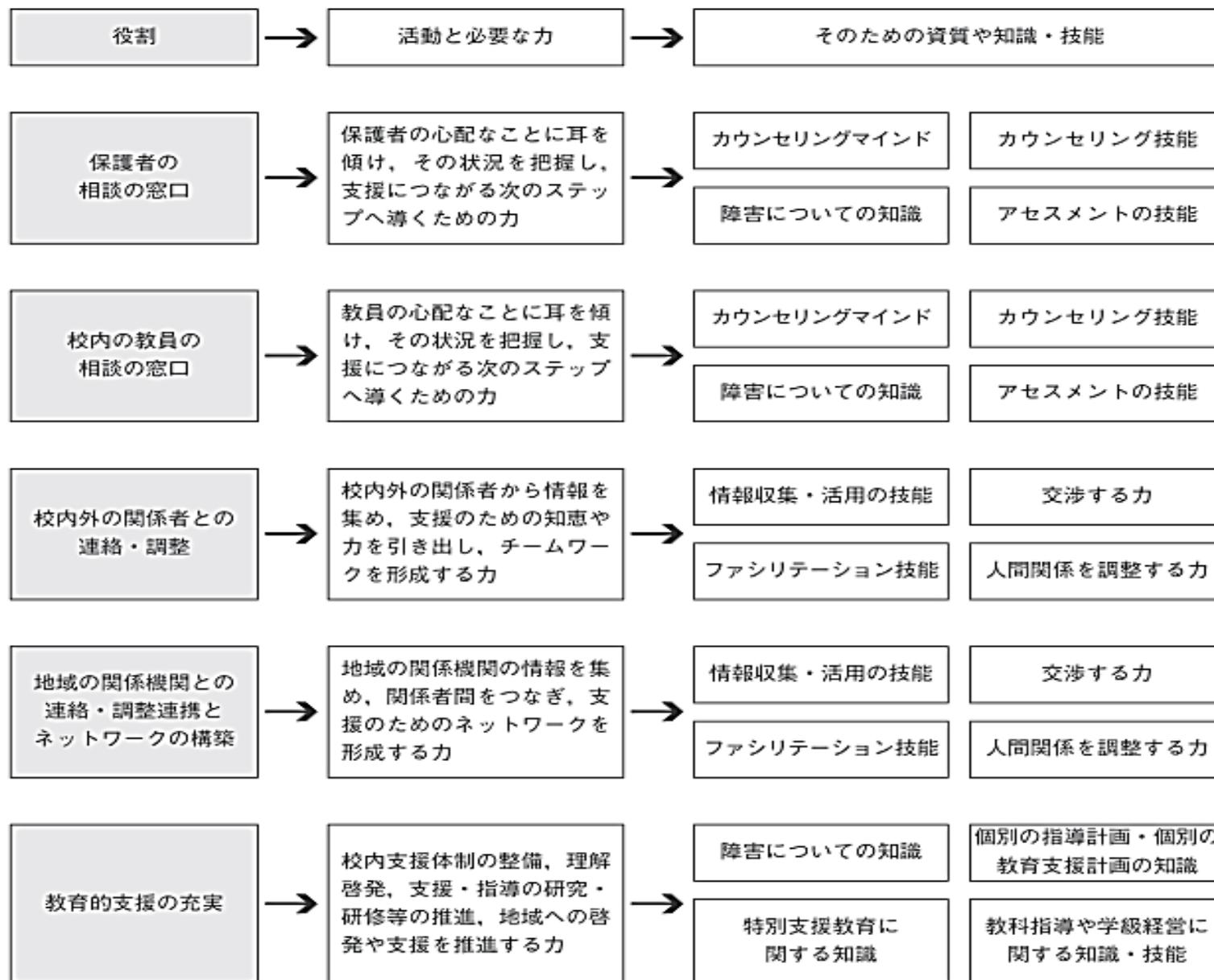
ポイント③

個に応じた分かりやすい指導内容や
指導方法の工夫を検討し、
子供が意欲的に課題に取り組めるよう
にすることが重要

ポイント④

主体的に問題を解決していくことができる資質や能力

特別支援教育コーディネーターの活動、資質、技能について



カウンセリングマインド ファシリテーションスキル

- コミュニケーション能力
→ 人をその気にさせる力
- よりよい結果が得られるように活動のプロセスをサポートできる能力
→ 黒子に徹してその人の魅力を引き出す力

特別支援教育コーディネーターの役割

黒子

自分がやっちゃダメ

その人、その組織をいい気分にさせる

その人、その組織の教育力を高める

教師の中の教師

教師の中の教師
特別支援教育コーディネーターに
求められる**一般性**

**カウンセリングマインド
ファシリテーションスキル**

+

**学習指導要領
自立活動 & 生徒指導**

特別支援教育のセンター的機能

特別支援教育を推進するための
制度の在り方について
(答申)

平成17年12月8日
中央教育審議会

2 特別支援教育のセンター的機能について(1)基本的な考え方

今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校（仮称）は中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校（仮称）が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。

(2)センター的機能の具体的内容

盲・聾・養護学校における先進的な事例を踏まえ 特別支援学校（仮称）に期待されるセンター的機能を例示すれば、以下のとおりである。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

(3) センターの機能が有効に発揮されるための体制整備

障害のある幼児児童生徒への支援については、福祉、医療、労働などの関係機関等との適切な連携も重要であるが、このためには、関係行政機関等の相互連携の下で広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。すでに各都道府県レベルで「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われているが、この中に特別支援学校（仮称）のセンター的機能が適切に位置付けられる必要がある。その際「新障害者プラン」（障害者基本計画の重点施策実施5か年計画）において策定することとされている地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドライン」の内容にも留意する必要がある。

特別支援学校（仮称）がセンター的機能を有効に発揮するためには、高い専門性を有する教員が適切に養成・配置されることが必要であり、任命権者である各都道府県教育委員会等においては、人事上の配慮が望まれる。また、各学校においては、校長のリーダーシップの下に、それぞれに求められる役割に応じて目的・目標を明確にして、組織や運営の在り方を再構築し、その成果を定期的に評価するなど一層効果的な学校経営が求められる。さらに、センター的機能のための分掌や組織（例えば「地域支援部」など）を設けて校内の組織体制を明確にすることが望ましい

障害者の権利に関する条約と インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度(*inclusive education system at all levels*)及び生涯学習を確保する。

2 締約国は1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- ・ 障害者が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと
- ・ 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること
- ・ 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること

一般教育制度から排除されないこと

- 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

生活する地域において 初等中等教育の機会が与えられること

• 条約第19条

『(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに**特定の生活施設で生活する義務を負わないこと**』

※条約前文

障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して**既に貴重な貢献**をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされること

特別支援学校とした理由

「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）」平成18年7月文科省

『近年の児童生徒等の障害の重複化や多様化により、一人一人の教育的ニーズに柔軟かつ適切に対応できるようにする観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設する

※留意事項

児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること

中央教育審議会初等中等教育分科会報告 24.7.23
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

- 「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要がある。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

特別支援教育の理念

【基本的な考え方】

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

【対象となる児童生徒】

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

【果たすべき役割】

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

今後の教育のキーワード

非認知能力

非認知能力

その非認知能力とは何なのであろうか。ベネッセ教育総合研究所から発刊されている「これからの幼児教育」2016年度春号の特集「幼児の非認知能力を育てる保育者を、どう育成する？」の中で、白梅学園大学の無藤隆教授は、「非認知能力は、OECDでは社会情動的スキルと言われます。IQなどで数値化される認知能力と違って目に見えにくいのですが、「学びに向かう力や姿勢」とも言えます。目標や意欲、興味・関心をもち、粘り強く、仲間と協調して取り組む力や姿勢が中心になるとお考えください」と述べている。非認知能力とは、「学びに向かう力や姿勢」だと述べているのである。

非認知能力

心の豊かさ
自信、やり抜く力
やる気
粘り強さ、根気
精神力、自制心
創造性
社会性

など

【総則】 学習指導要領改訂の経緯 (抜粋)

- 今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。
- こうした変化の一つとして、人工知能（A I）の飛躍的な進化を挙げることができる。
- このことは同時に、人工知能がどれだけ進化し思考できるようになったとしても、**その思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっている。**

- このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校の学習指導要領等 の改善及び必要な方策等について

平成28年12月21日
中央教育審議会

第1部 学習指導要領等改訂の 基本的な方向性

第1章 これまでの学習指導要領等改訂の 経緯と子供たちの現状

子供たち一人一人の成長を支え可能性を伸ばす視点の重要性

○こうした全般的な傾向に加えて、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人一人の可能性を伸ばしていくことも課題となっている。

○ 特別支援教育の対象となる子供たちは増加傾向にあり、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が6.5%程度在籍しているという調査結果もある。全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、子供たち一人一人の障害の状況や発達の段階に応じて、その力を伸ばしていくことが課題となっている。

第2章

2030年の社会と子供たちの未来

予測困難な時代に、一人一人が
未来の創り手となる

○情報技術の飛躍的な進化等を背景として、経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化し、多様な人々や地域同士のつながりはますます緊密さを増してきている。こうしたグローバル化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがますます難しくなってきた。

○このように、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきたおり、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられるかもしれない。

○しかし、このような時代だからこそ、子供たちは、**変化を前向きに受け止め**、私たちの社会や人生、生活を、人間ならではの**感性を働かせて**より豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていくことができる。

○人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で人間は、**感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、**どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を**自ら考え出す**ことができる。多様な文脈が複雑に入り交じった環境の中でも、場面や状況を理解して**自ら目的を設定**し、その目的に応じて必要な情報を見だし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、**相手にふさわしい表現を工夫**したり、答えのない課題に対して、**多様な他者と協働しながら**目的に応じた納得解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。

○このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手順を効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

学習指導要領 前文

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。